

令和6年度募集

京都市市町村職員共済組合 組合員の皆さまへ  
『公務員賠償責任保険』のご案内

【公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項】

令和6年度より保険料が引き下げとなります。  
1.5億円・2億円コースが廃止され、5億円コースが新設されました。

<保険の概要>

この保険は、公務員の皆さまに対してその職務に起因する損害賠償請求などがなされた場合に、皆さまが負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いするものです。  
例えば…

- 『住民訴訟』により住民側が勝訴した場合、自治体から職員個人に請求される損害賠償金を補償します。
- 公務員としての職務遂行に起因して、訴訟等で職員個人に請求される損害賠償金を補償します。
- 提訴されたことにより職員個人が負担する争訟費用(弁護士費用・訴訟費用)について補償します。
- セクハラ・パワハラの争訟費用を補償します。(被保険者の故意による場合は補償対象外)
- 5年間の損害賠償請求期間延長特約が自動付帯されます。

(保険期間の途中で解約の場合、この特約は適用されません。)

詳しくは、「3. 退職後も安心です! 損害賠償請求期間延長特約(自動付帯)」をご参照ください。

<令和6年度募集要綱>



© JAPAN-DA

加入対象者  
(被保険者)

共済組合の組合員  
(短期組合員の方及び市長村長などの職種の方はご加入できません。  
詳しくはパンフレットに記載の職業別加入可否一覧表をご覧ください。)

保険期間

令和6年7月1日午後4時～令和7年7月1日午後4時 1年間

受付期間

令和6年5月20日(月)まで

加入申込書を各所属所のグループ保険制度担当課までご提出ください。  
・保険期間中途での加入も毎月受付けています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分が受付日翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から令和7年7月1日午後4時までとなります。

保険料の支払方法

保険料は一括払いで、令和6年9月(保険責任開始月の2カ月後)の給与からの控除(天引き)となります。

保険契約者

京都市市町村職員共済組合

# 1. 保険のお支払い対象

## 損害賠償

職員個人が公務員としての職務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより法律上の損害賠償を負担することにより被る損害に対して保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。

### 【事例】

- ① 著しい廉価で市有地を売却したとして、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。
  - ② 職員の対応（法令違反等を除きます。）が原因で、店舗の営業許可が遅れたことにより逸失利益が生じ、損害賠償責任があるとされた。
  - ③ 窓口に来られた方から、対応した職員の対応に問題があるとして名誉き損で訴えられた。など
- （注）被保険者の行為が、法令、条例および自治体の規則等に反することが裁判の結果によらず明らかな場合は、保険金お支払いの対象外となります。

## 争訟費用

職員個人に請求される訴訟費用・弁護士報酬等の争訟費用についてお支払いします。また、住民訴訟の告知を受けた職員が、訴訟に参加した場合の争訟費用（補助参加争訟費用）についてもお支払いします。  
※国家賠償法（第1条、第2条）に基づく求償請求も含まれます。

お支払いする保険金は以下のとおりです。

- (1) 法律上の損害賠償金
  - ① 身体賠償事故の場合（治療費、休業損害、慰謝料 など）
  - ② 財物賠償事故の場合（修理費など）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
- (3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など事前に損保ジャパンの承認が必要です。

ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

## 初期対応費用

被保険者が行った公務に起因して被保険者が損害を被る場合において、被保険者が支出した次の①から⑦までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）を補償します。

- ① 事故現場の保存およびその記録に要する費用
  - ② 事故の原因および状況の調査に要する費用
  - ③ 事故現場の取り片付けに要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
  - ④ 被保険者が身体の障害を被った者の自宅またはその者が入院している医療施設に赴くために要する交通費、宿泊費等の費用
  - ⑤ 通信費
  - ⑥ 被害者の生命または身体を害したことに対する見舞金
  - ⑦ 被害者の生命または身体を害したことに対する見舞品購入費用
- ※ ⑥⑦の費用は1回の事故につき被害者1名につき合算で3万円が限度となります。

# 2. 補償対象期間について

初年度契約の保険期間開始日より前に行われた公務に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合も補償の対象となります。ただし、初年度契約の保険期間開始日前に係争中であったもの、加入者が訴訟がなされる恐れがある状況を知っていた場合（住民監査請求がなされた場合など知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）など訴訟または損害賠償請求が提起されることを予見していたものは、保険金支払の対象とはなりません。

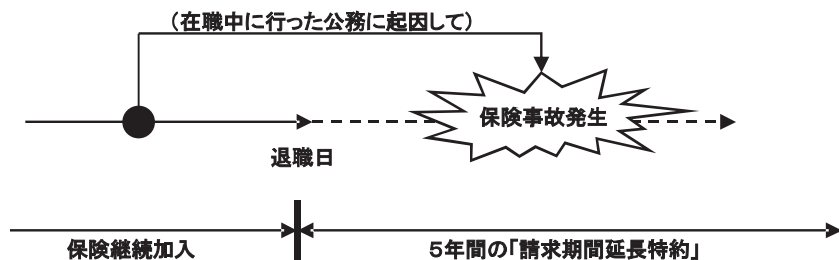
（注）初年度保険始期日時点もしくはそれ以前に首長であったことがある方については、初年度保険始期日以降に行った行為が補償の対象となりますので、保険加入前の行為は補償の対象とはなりません。

# 3. 退職後も安心です！ 請求期間延長特約（自動付帯）

退職日の属する保険期間末日（毎年7月1日）まで保険にご加入いただくと、その保険期間末日から5年間の「請求期間延長担保特約」が自動付帯されます。これにより、退職日の属する保険期間終了後、5年以内は公務員としての職務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因した保険金支払対象となる損害賠償請求が提訴された場合に備えることができます。（保険料の追徴はありません。）

なお、中途脱退（解約）された場合は、この特約は適用されません。

（注）本特約で対象となるのは保険加入中の行為に起因する訴訟や損害賠償請求のみです。



## 4. 手続方法

### <新規加入の方>

各所属所のグループ保険制度担当課に加入申込書を備えております。

### <継続の方>

前年と同じ加入コースの場合、加入申込書の提出は不要です。

継続でも加入コースの変更をされる場合は、加入申込書の提出が必要です。

#### ・令和6年度より保険料が引き下げとなります。

#### ・1.5億円・2億円コースが廃止され、5億円コースが新設されました。

※ 廃止コースの加入者は必ずP.8もご確認ください。

※ 既に入力されている方の保険料も、令和6年7月始期(更新時)から引き下げとなります。

※ 現在、1.5億円・2億円コースに入力されている方はコースが廃止となるため、令和6年7月更新時にコース変更していただく必要がありますが、3億円コースでご継続いただける場合は、当該コースへ自動的に移行となるため、手続きは不要です。

※ 現在、1.5億円・2億円コースに入力されている方で、3億円コース以外をご希望の場合は、加入申込書のフリーコースに○をしご希望の加入コース内容をご記入の上、所属所グループ保険制度担当課までご提出をお願いいたします。

・加入申込書提出にあたっては、記載内容に間違いがないかご確認ください。

・被保険者(保険の補償を受けられる方)のお名前、業務内容などをご確認ください。

・この保険と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、必ずご記入ください。

## 5. 補償内容と保険料(保険期間1年・一括払)

！ 令和6年度より下表のとおり保険料が引き下げとなります。

1.5億円・2億円コースが廃止され、5億円コースが新設されました。

新 コース名	被保険者1名あたり保険金額(支払限度額)				新年間保険料 (1名あたり)	参考 旧年間保険料
	(1)損害賠償金	(2)争訟費用	(1)+(2)	初期対応費用		
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額	期間中限度額		
⑦	5億円		5億円	500万円	9,840円	—
①	3億円		3億円	500万円	8,760円	10,320円
廃止	<del>2億円</del>		<del>2億円</del>	<del>500万円</del>	廃止	9,480円
廃止	<del>1.5億円</del>		<del>1.5億円</del>	<del>500万円</del>	廃止	8,280円
④	1億円		1億円	500万円	6,240円	6,960円
⑤	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円	5,280円
⑥	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円	4,200円

(注) 上記保険金額は、保険期間(1年)を通じての限度額となります。自己負担額(免責金額)はありません。

(注) 翌年度以降の保険料は損害率に応じて、保険料の再算定を実施させていただきます。

\* 一連の損害賠償請求: 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

\* 期間中限度額: 1年間の保険期間における保険金支払限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)

\* 初期対応費用は損害賠償金、争訟費用とは別枠でお支払いします。

\* 第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。(初期対応費用)

\* 保険期間中のプラン変更はできません。プラン変更は更新手続き時のみ可能です。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。  
なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。

- (1) 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- (3) 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。))に起因する損害賠償請求
- (4) 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))行った行為に起因する損害賠償請求
- (5) 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- (6) 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- (7) 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
- (8) 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- (9) 公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。))に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- (10) 供応接待(懇親会、歓談会その他名目を問いません。)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- (11) 初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人(※)に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求  
(※) 記名法人とは、保険証券(加入者証)記載の記名法人欄に記載された地方公共団体をいい、次のアからウに掲げる法律および条令のいずれかの規定に基づき記名法人から被保険者が派遣されている地方公共団体または公益団体を含みます。  
ア. 公益法人などへの一般職の地方公務員のへ派遣に関する法律  
イ. 地方自治法(昭和22年法律第67号)  
ウ. 公益法人等への記名法人の職員の派遣に関する条例
- (12) この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- (13) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (14) 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態に起因する損害賠償請求
- (15) 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請に起因する損害賠償請求
- (16) 雇用行為、雇用上の差別または不当解雇に起因する損害賠償請求
- (17) 不当な逮捕、投獄、暴行、体罰に起因する賠償責任
- (18) プライバシーの侵害(個人情報の漏えいを除きます。)、肖像権の侵害または不当な身体の拘束による自由の侵害等の人格権の侵害に起因する損害賠償請求
- (19) 被保険者の故意によるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに起因する損害賠償請求(争訟費用については、この規定を適用しません)
- (20) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。))が行う次の(ア)から(エ)までの仕事に起因して提訴された損害賠償請求  
(ア) 医療行為(注)  
(イ) あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等  
(ウ) 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示  
(エ) 身体美容または整形  
(注)・救急救命士法に基づいて救急救命士が行う傷病者を病院または診療所に搬送するまでの間に、その傷病者に対して応急処置を行う業務を除きます。  
・看護師・保健師・准看護師・助産師が行う看護業務を除きます。
- (21) 獣医師が行う専門職行為に起因して提訴された損害賠償請求
- (22) 航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自動車をいいます。))または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。))もしくは動物の所有、使用または管理に起因して提訴された損害賠償請求
- (23) 財物の紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。))に起因して提訴された損害賠償請求
- (24) 公序良俗に反する行為または給付に起因して提訴された損害賠償請求 など  
(注) 記名法人、記名法人の職員が原告の一部となってなされた一連の損害賠償請求に起因する損害については、お支払いできません。  
(注) 上記(14)～(24)については、実際にその行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用され、(1)～(13)については、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われます。

## 7. その他ご注意ください

- この保険は、京都市町村職員共済組合を契約者とする団体契約となります。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
  - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは、加入申込書のすべての記載事項のことをいいます。
  - (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入申込書の次の項目をいいます。 ①加入者の増減 ②各加入者の保険金額の変更
- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
  - (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、そのような事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。  
★加入申込書の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。))  
(※)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。
  - (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがなされないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
  - (3) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は、営業または事業のための保険契約でありクーリングオフの対象とはなりません。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。))またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外のご契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8. 事故発生の場合の手続きについて

### 1. 事故のご連絡

<保険会社への連絡>

#### (1) 住民訴訟

- ・住民監査請求がなされた段階で下記の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡をお願いします。
- ・さらに住民訴訟が提起された段階にも、再度ご連絡をお願いします。

#### (2) 民事訴訟およびその他の損害賠償請求

被害者から損害賠償請求を受けた場合または民事訴訟が提起された段階で、下記の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡をお願いします。

<連絡事項>

#### (1) 住民訴訟

- ・住民監査請求がなされた段階では、住民監査請求の状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日、関係者等に関する詳細な内容を書面によりご連絡ください。
- ・住民訴訟が提起された場合には、原告の氏名および被保険者の方が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を書面によりご連絡ください。

#### (2) 民事訴訟およびその他の損害賠償請求

- ・その他の損害賠償請求がなされた場合には、原告の氏名および被保険者の方が申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を書面によりご連絡ください。

### 2. その他ご注意事項

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なく下記連絡先までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- (2) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

- (3) 保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

- (4) 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- (5) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿 等 ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収証、承諾書 等

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

### 【事故発生の際のご連絡先】

損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課 TEL 050-3798-0520 (平日:9時から17時まで)

平日夜間、土日祝日の場合には、次の事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故のご連絡の際は、「公務員賠償責任保険と加入者番号」をお伝えください。

### 【事故サポートセンター】

0120-727-110 (平日:17時から翌日9時まで/土日祝日(12月31日から1月3日を含みます):24時間)

### 【保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)】

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号0570-022808【ナビダイヤル】<通話料有料>(受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

## ※ 職業別加入可否一覧表

下表をご参照ください。なお、この表を参照しても加入の対象となるか否かご不明の場合には、恐れ入りますが、取扱代理店(京都共済サービス)または引受保険会社(損保ジャパン)までお問い合わせください。

※お問い合わせ先は、下段に記載しております。

職種区分	加入可否	備 考
市町村長	×	
特別職(副市町村長、会計管理者など)	○	
事務職	○	
土木、電気、建築、機械、化学	○	
教育関連	小中高等学校教諭、養護・特殊学校教諭、幼稚園教諭	○ ※教職員共済の教職員賠償補償制度があります。
	学校図書館司書教諭、給食(調理師)、学校事務、用務員、保育士	○
	教育委員会	
医療・看護関連	医師・歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、義肢装具士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、栄養士・栄養管理士、心理判定士、救命救急士 など	×
	看護師、准看護師、保健師、助産師	○
	医療事務	○
消防関連	消防職員(消防員、消防局事務)	○ ※一般財団法人全国消防協会の消防職員賠償責任保険の制度があります。
福祉関連	精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員	○
	司書、文化財、体育、情報	○
現業(清掃、水道関連の現場従事者)	○	

### <個人情報の取り扱いについて>

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は法令等に従い、業務の適切な運用の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

■公務員賠償責任保険は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、公務員としての職務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求をなされたことにより被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。ただし、適用される特約条項によっては、これと異なる場合があります。詳しくは、特約条項および追加条項等をご覧ください。

■公務員賠償責任保険は、補償内容に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。詳しくは、特約条項および追加条項をご覧ください。

■取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■加入者証は保険契約満了まで大切に保管してください。また、保険始期日より4か月以上経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンにご照会ください。

■この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

■このパンフレットは、概要をご説明したものです。詳細につきましては、ご契約である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください。

(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### ○取扱代理店

有限会社 京都共済サービス

〒604-0862

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町229-2 第7長谷ビル9階

TEL 075-255-8787

受付時間(平日:9時から正午 13時から17時まで)

### ○引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 京都支店法人支社

〒604-8152

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671

TEL 075-252-1016

受付時間(平日:9時から17時まで)

# ◆新規加入者用 記載例

...記入必須項目です。

※ 訂正する場合は、2重線で抹消のうえ、訂正印を押してください。

## 公務員賠償責任保険 加入依頼書

申込日 令和 年 月 日

500 〒 住所 501 (カタカナと算用数字で所轄地まで全てご記入ください) 住所 記入不要

申込者(加入者) 氏名 507 (カタカナ) 必ずご記入ください  
他記載欄との内容が重複し、個人情報の取扱いに留意の上、加入を依頼します。

513 生年月日 ③ 期 ④ 平  
 512 性別 ① 男 ② 女  
 504 電話番号 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

加入者ご署名またはご捺印  
ご捺印をお願いします。 ※1枚目のみ

被保険者 601 加入者 ① 本人 (例) 7  
 602 加入型 加入型の年間保険料 円 42  
 603 加入型 9,840  
 604 加入型 9,840  
 605 加入型 9,840

中途加入の場合には下記は下記の保険料欄もご記入ください。

中途加入の保険料 (前年加入時と同額)	円 108	バックオフィス使用料	円 109
前年加入の保険料	円 108	バックオフィス使用料	円 109

加入者は、募集文書または募集パンフレットの公認ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) に掲載の個人情報の取扱いを承認し、加入依頼書記載の加入者以外の者 (被保険者等) より必要な同意を得たうえで、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。  
 【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

証券番号 912412K334  
 送付番号 00  
 副代理店コード F0141000  
 団体名 キョウトクホクヨウケンキョウカイズイ

520 ★他の保険契約等(※) ⑨ あり  
 521 会社名  
 522 保険種類  
 523 満期日 令和 年 月 日  
 524 保険金額 ( )万円

525 初年度契約の保険期間の開始日 (西暦8桁) #2 (例) 2020年04月01日  
 526 記入不要

※「他の保険契約等」とは公務員賠償責任保険の場合、公務員賠償責任保険、住民賠償責任保険、教職員賠償責任保険、この任意契約の全または一部に對して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

パンフレット記載の型(①・④～⑦のいずれか)と、保険料をご記入ください。保険料=合計保険料です。

